

## 委 託 契 約 書 (案)

委託業務の名称 令和8年度農業繁忙期解消型労働力確保・供給モデル事業業務

委託料の額 金 円  
(うち消費税及び地方消費税の額 金 円)

委託の期間 着手 令和8年 月 日  
履行期限 令和9年2月26日

契約保証金 金 円

上記の委託業務について、委託者「福島県」を甲とし、受託者「 」を乙として、次の各条項により委託契約を締結する。

(委託業務の仕様等)

- 第1条 乙は、別紙「令和8年度農業繁忙期解消型労働力確保・供給モデル事業業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)に基づき、頭書の委託料(以下「委託料」という。)をもって、頭書の履行期限(以下「履行期限」という。)までに頭書の委託業務(以下「委託業務」という。)を完了し、仕様書に示した成果品(以下「成果品」という。)を甲に提出しなければならない。
- 2 前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、甲乙協議して別に定めるものとする。

(契約の保証)

- 第2条 乙は、福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第228条の規定により契約保証金を納付しなければならない。ただし、同規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合は、規定により、これを免除する。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第3条 乙は、この契約により生ずる権利を、甲の承諾なしに、第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

(一括再委託等の禁止)

- 第4条 乙は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。
- 3 甲は、乙に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(著作権の譲渡等)

第5条 乙は、成果品が著作権法（昭和45年法第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る乙の著作権（同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に甲に譲渡するものとする。尚、著作権の譲渡対価は委託料に含むものとする。

2 乙は、乙または乙の従業員が、甲及び甲指定の者に本著作権に係る著作者人格権を行使し・行使させないことを保証する。

3 乙は、成果品（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないうにかかわらず、甲が承諾した場合には、当該成果品を使用又は複製し、当該成果品の内容を公表することができる。

(委託業務内容の変更等)

第6条 甲は、必要と認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託料の額又は履行期限を変更する必要があると認めるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は甲に対して損害の賠償を請求することができる。この場合の賠償額については、甲乙協議して定める。

(着手届及び総括責任者届)

第7条 乙は、本契約の締結後、速やかに委託業務に着手し、委託業務着手届（様式1）により、甲にその事実を届け出るとともに、委託業務に関し総括責任者を定め、その氏名及びその他必要な事項について、総括責任者届（様式2）により甲に届け出なければならない。なお、総括責任者を交替させたときも同様とする。

2 総括責任者は、委託業務が終了したときは、その内容について厳密な照査検算を行い、錯誤等の修正を行わなければならない。

(委託業務実施状況の報告等)

第8条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

(乙の請求による履行期限の延長)

第9条 乙は、天災その他その責めに帰することができない事由により、履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なくその事由を付した書面により履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は甲乙協議して定める。

(損害負担)

第10条 委託業務の実施に関して発生した損害（第三者に与えた損害を含む。）のため生じた経費は、乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由によ

る場合においては、その損害のために生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第11条 乙の責に帰すべき事由により履行期限までに委託業務を完了できない場合において、当該期限後において完了する見込みがあるときは、甲は乙から遅延利息を徴収して当該期限を延長することができる。

2 甲は、前項の規定により履行期限を延長することとしたときは、その旨を乙に通知するとともに当該期限の延長に関する契約を乙との間に締結するものとし、乙は、これに応ずるものとする。

3 第1項の規定による遅延利息は、当初の履行期限（第5条第1項及び第8条の規定による履行期限の変更があったときは、その期限とする。）から延長後の履行期限までの期間の日数に応じ、委託料の額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）とする。

4 甲の責に帰すべき事由により、第13条第2項の規定による委託料の支払が遅れたときは、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、委託料の額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

5 第1項及び前項の規定に定める遅延利息の額の計算につき第3項及び前項の規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(検査及び引渡し)

第12条 乙は、委託業務完了の日に委託業務完了届（様式3）を甲に提出するとともに、実績報告書（様式4）に成果品を添えて、甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の委託業務完了届と成果品を受領したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 前項の検査の結果不合格となり、甲が乙に対して補正を命じたときは、乙は遅滞なく当該補正を行うものとし、これに要する経費は乙の負担とする。

4 乙は、前項により命ぜられた補正を完了したときは、甲に補正完了報告書（様式5）を提出して再検査を受けなければならない。この場合の再検査の期日については、第2項の規定を準用する。

(収入の精算)

第13条 乙は、本委託業務の実施により発生した収入（以下「事業収入」という。）があるときは、甲に報告するものとする。

2 乙は、事業収入を、本委託業務の事業費（以下「事業費」という。）に充てることができる。

3 乙は、事業費に充てない事業収入があるときは、その額を甲に対して返還しなければならない。

(委託料の支払い)

第14条 乙は、第12条の規定による検査に合格したときは、委託料請求書(様式6)により委託料の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの請求が適当であると認めるときは、請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

3 甲は、委託業務完了後において、乙に委託業務により発生した収入があると認めるときは、乙に対してその額の返還を命じるものとする。

4 甲は、第1項の規定にかかわらず、乙の請求により必要と認める場合には、委託料の一部を前金払することができる。

5 乙は、前項の規定により前金払を請求しようとするときは、委託料前金払請求書(様式7)を甲に提出するものとする。

6 甲は、前項の規定による乙からの請求が適当であると認めるときは、請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

7 乙は、前項の規定により前金払を受けたときは、委託業務の完了後、遅滞なく委託料前金払精算書(様式8)を甲に提出しなければならない。

(契約不適合責任)

第15条 甲は、引き渡された成果品が種類、品質又は数量に関して契約内容に適合しない場合は、その成果品の引渡しを受けた後1年以内に限り、乙に対して成果品の修補、代品の引渡し、不足分の引渡し若しくは代金に減額のいずれか、又は成果品の修補、代品の引渡し若しくは不足分の引渡し及び代金の減額を請求することができ、乙はこれに応じるものとする。ただし、当該不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものを除く。

(協議解除)

第16条 甲は、必要と認めるときは、乙と協議の上、この契約を解除することができる。

(契約の解除)

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

一 履行期限までに委託業務を完了しないとき、又は委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

二 前号に該当する場合を除くほか、この契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと甲が認めるとき。

三 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与して

いる者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

- ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。
  - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
  - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。
  - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
  - ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 四 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者(福島県暴力団排除条例施行規則(平成23年福島県公安委員会規則第5号)第4条各号に該当する者)に契約代金債権を譲渡したとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第18条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約金額又は契約解除分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。また、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りではない。

- 一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合
  - 二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- 一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
  - 二 乙について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
  - 三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第10条の規定に基づ

く履行期限の延長があった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は第1項の違約金に当初の納期の翌日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受理した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）を加えた金額を、違約金として甲に納付しなければならない。

（談合による損害賠償）

第19条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（個人情報保護の保護）

第20条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（秘密の保持）

第21条 乙は、委託業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。

（関係書類の整備）

第22条 乙は、委託業務に係る状況を明らかにするための書類及び帳簿を備え付け、委託業務の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間まで保存しなければならない。

(補則)

第23条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ、甲乙協議して定める。

(紛争の解決方法)

第24条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

(委託期間の始期)

第25条 この契約書への発注者と受注者の電子署名日が契約書に定める委託期間の始期より後の日である場合であっても、本契約の効力は契約書に定める委託期間の始期から生じるものとする。 ※電子契約の場合記載

(書面契約による場合)

上記の契約の証として、本契約書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自1通を保有する。

(電子契約による場合)

上記の契約の証として、本書を電磁的記録により作成し、当事者が地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の2に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

令和8年 月 日

甲 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県  
福島県知事 内堀 雅雄

乙

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知するものとする。

#### (収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

#### (目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報（特定個人情報を除く。）を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (安全管理装置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理装置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

#### (複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

#### (作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報（特定個人情報を除く。次項において同じ。）を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

#### (資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は破棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告)

第9 乙は、個人情報の漏えい、紛失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

様式 1

委託業務着手届

令和 年 月 日

福島県知事

受託者 住 所  
名 称  
代表者

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務は、令和 年 月 日付で着手しましたので届け出ます。

記

- 1 業 務 名 令和8年度農業繁忙期解消型労働力確保・供給モデル事業業務
- 2 委託料の額 金 円  
(うち消費税及び地方消費税の額 円)
- 3 委託期間 着 手 令和 年 月 日  
履行期限 令和 年 月 日

様式2

総括責任者届

令和 年 月 日

福島県知事

受託者 住 所  
名 称  
代表者

令和 年 月 日付で契約締結した下記委託業務総括責任者を決定しましたので届け  
出ます。

記

- 1 業 務 名 令和8年度農業繁忙期解消型労働力確保・供給モデル事業業務
- 2 総括責任者 職名  
氏名

様式3

委託業務完了届

令和 年 月 日

福島県知事

受託者 住 所  
名 称  
代表者

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務は、令和 年 月 日完了しましたので、  
届け出ます。

記

- 1 業 務 名 令和8年度農業繁忙期解消型労働力確保・供給モデル事業業務
- 2 委託料の額 金 円
- 3 委託期間 着 手 令和 年 月 日  
完 了 令和 年 月 日

様式 4

実績報告書

令和 年 月 日

福島県知事

受託者 住 所  
名 称  
代表者

下記の委託業務について、成果品を添えて提出します。

記

- 1 業 務 名 令和8年度農業繁忙期解消型労働力確保・供給モデル事業業務
- 2 委託料の額 金 円  
(うち消費税及び地方消費税の額 円)
- 3 委託期間 着手 令和 年 月 日  
完了 令和 年 月 日

様式 5

補正完了報告書

委託業務名	令和 8 年度農業繁忙期解消型労働力確保・供給モデル事業業務		
契約年月日	令和 年 月 日	委託料の額	円
検査年月日	令和 年 月 日	補正期限	令和 年 月 日
指示事項に対する措置			
<p>上記のとおり委託業務の補正が完了したので報告します。</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>福島県知事</p> <p style="text-align: right;">受託者 住所 名称 代表者</p>			

様式6

委託料精算払請求書

令和 年 月 日

福島県知事

受託者 住 所  
名 称  
代表者

令和 年 月 日付で契約締結した下記の委託業務について、同業務委託契約書第14条第1項の規定により、請求します。

記

- 1 業 務 名 令和8年度農業繁忙期解消型労働力確保・供給モデル事業業務
- 2 請求金額 金 円
- 3 請求金額内訳

委託料の額	受領済額	今回請求額	残額	備考
円	円	円	円	円

- 4 本件責任者及び担当者  
責任者氏名  
担当者氏名  
連絡先

様式 7

委託料前金払請求書

令和 年 月 日

福島県知事

受託者 住 所  
名 称  
代表者

令和 年 月 日付けで契約締結した下記委託業務について、委託契約書第 14 条の第 5 項の規定により請求します。

記

- 1 業 務 名 令和 8 年度農業繁忙期解消型労働力確保・供給モデル事業業務
- 2 請 求 金 額 金 円
- 3 請求金額内訳

(単位：円)

委託料の額	受領済額	今回請求額	残額	備考
円	円	円	円	

- 4 本件責任者及び担当者  
責任者氏名  
担当者氏名  
連絡先

様式 8

委託料前金払精算書

令和 年 月 日

福島県知事

受託者 住 所  
名 称  
代表者

令和 年 月 日付けで契約締結した下記委託業務について、同業務委託契約書第14条第7項の規定により、前金払を受けた委託料の精算状況について下記のとおり報告します。

記

- 1 業 務 名 令和8年度農業繁忙期解消型労働力確保・供給モデル事業業務
- 2 前金払精算状況

(単位：円)

前金払受領済額 (A)	委託料の額 (B)	過不足額 (A) - (B)	備考
円	円	円	

- 3 本件責任者及び担当者  
責任者氏名  
担当者氏名  
連絡先